r	
法 令 等 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第12条の3
処分の概要	調査のための受診命令
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	銃砲刀剣類所持等取締法 第4条(許可) 第6条(国際競技に参加する外国人に対する許可の特例) 第5条第1項第3号~第5号(許可の基準) 第9条の13第1項第1号(年少射撃資格の認定) 第12条の3
処 分 基 準	法第4条若しくは第6条の許可を受けた者又は同第9条の13の年少射 撃資格の認定を受けた者が、法第5条第1項第3号~第5号に該当するか どうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべ きことを命ずる。
問い合わせ先	住所地又は事業場(法人の場合)、出入国港(銃砲刀剣類所持等取締法 第6条の場合)の所在地を管轄する警察署生活安全課保安係
備考	